

## 6) 登記申請

### ① 代表理事変更

総会で役員の選挙又は選任された場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、法務局に代表理事の変更登記申請をしなければなりません。また、代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりません。

#### [添付書類]

- i) 変更登記申請書
- ii) 定款
- iii) 定款変更を議決した総会（総代会）の議事録
- iv) 理事会の議事録
- v) 就任承諾書（就任承諾した旨が理事会議事録で明らかである場合は、承諾書の添付を要しない。）
- vi) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）
- vii) 辞任届（代表理事が辞任（又は死亡）し、後任者が就任した場合。死亡届、死亡診断書、戸籍謄本等でも可。）

### ② 名称、地区、公告の方法の変更

行政庁から認可書到達日から2週間以内（従たる事務所の所在については3週間以内）に登記しなければなりません。

#### [添付書類]

- i) 変更登記申請書
- ii) 定款変更を議決した総会（総代会）の議事録
- iii) 定款変更認可書
- iv) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）

### ③ 事業の変更

組合事業は、定款変更認可後に変更登記することができる。

#### [添付書類]

- i) 変更登記申請書
- ii) 定款変更を議決した総会（総代会）の議事録
- iii) 定款変更認可書
- iv) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）

### ④ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

事業年度中に出資の増額又は減額があった場合は、年度終了後4週間以内に法務局に変更登記をしなければなりません。

#### [添付書類]

- i) 変更登記申請書
- ii) 監事の証明書

### ⑤ 事務所移転

主たる事務所を移転した場合

#### [添付書類]

- i) 変更登記申請書
- ii) 定款変更を議決した総会（総代会）の議事録
- iii) 定款変更認可書（定款を変更した場合）
- iv) 事務所移転に関する理事会の議事録
- v) 委任状（代理人によって申請する場合に限り必要）

登記申請書提出先

〒990-0041 山形市緑町1-5-48（山形地方合同庁舎）  
山形地方法務局 TEL.023-625-1321（代表）

提出書類の各様式は、本会ホームページ（<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>）へ掲載しておりますのでご利用下さい。

なお、認証ID（ユーザー名）及びパスワードは山形県中央会会員の皆様には、事前にお知らせしておりますが、ご不明の場合は本会までお問い合わせ下さい。（TEL.023-647-0360）